


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「経営セミナー（青年部会主催）」のご案内
- ◆「決算事務説明会」のご案内
- ◆「新社会人セミナー」のご案内
- ◆「働く人の介護サポートセンター」のご案内
- ◆「医療健康セミナー（第1支部・第2支部）」のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内 容	
2	5	水	新設法人説明会	13:30 ~ 16:30 於:福岡ガーデンパレス
2	12	水	確定申告書等作成コーナーPRイベント	14:00 ~ 15:00 於:新天町アーケード
2	17	月	経営セミナー	14:00 ~ 15:30 於:西鉄グランドホテル
2	19	水	福岡地区五法人会税制委員会	14:00 ~ 15:30 於:大同生命ビル6F

●支部の行事

月	日	曜	内 容	
毎月1回			大濠公園防犯パトロール（第5支部）	19:00 ~ 19:45 於:大 濠 公 園
			青少年対策パトロール（第1支部）	16:00 ~ 16:45 於:天神地区（3丁目）

●青年部会の行事

月	日	曜	内 容	
2	12	水	役員会	11:00 ~ 12:00 於:福 新 楼
2	14	金	カップリングパーティー	19:00 ~ 20:00 於:クアンティック

●女性部会の行事

月	日	曜	内 容	
2	10	月	役員会	11:00 ~ 12:00 於:事務局会議室
2	10	月	絵はがき審査	13:00 ~ 15:30 於:事務局会議室



(I) 税務カレンダー

2月3日から3月16日まで

- 前年分贈与税の申告

2月10日 ●1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

2月17日から3月10日まで

- 前年分所得税の確定申告

3月2日 ●12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税）

- 3月、6月、9月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）

- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）

- 6月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）

- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）

- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（10月決算法人は2ヶ月分）（消費税・地方消費税）

2月中において市町村の条例で定める日

- 固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付

(II) 知らないと損する税情報

令和2年度税制改正大綱について

税理士 堤 一 博

令和元年（2019年）12月12日に公表された「令和2年度与党税制改革大綱」は、12月20日「令和2年度予算政府案」とともに閣議決定されました。因みに、予算ベースでの一般会計歳出総額は102兆6,580億円とされており、このうちの租税収入の部に係る歳入設計書の一部が、この税制改革大綱であるともいえる訳です。さまざまな改正要望事項のうち、令和2年度の改正に盛り込む項目が、(1) 基本的考え方、(2) 具体的内容、(3) 検討事項の順に、121ページに収まっています。（次頁の「令和2年度税制改正大綱（目次）」を参照してください。）

令和2年度では、「【付記】連結納税制度の見直し」がくっついていますが、これは、連結納税制度からグループ通算制度への移行を令和4年4月1日としていることへの理解を深めていただけるようにした措置と思われる。

毎年のことながら、予算審議の陰に隠れがちな税制改正です。概ね1月から3・4月にかけての国会での審議・修正・可決して成立となる運びです。

令和2年度税制改正大綱（目次）	
第一	令和2年度税制改正の基本的考え方
第二	令和2年度税制改正の具体的内容
	一 個人所得課税
	二 資産課税
	三 法人課税
	四 消費課税
	五 国際課税
	六 納税環境整備
	七 関税
第三	検討事項
	【付記】 連結納税制度の見直し

さて、この税制改革事項のうち、法人税関係では、

○オープンイノベーションに関する措置

○投資や賃上げを促す措置

○5G（第5世代移動通信システム）導入促進税制

○連結納税制度の見直し

○地方拠点強化税制の見直し

○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の見直し

○電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し、などと、どちらかと言えば、大規模法人向けの措置の創設・変更などが多いようです。

中小企業向け税制項目に限って見てみると、従来の措置を本質的には継承しつつ、その適用期限が延長されています。

まず、交際費等の損金不算入制度及び中小法人に係る損金算入の特例（いわゆる年800万円特例）について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人からその資本金の額等が100億円を超える法人を除外した上その適用期限を2年延長するとしていますので、中小法人については従来通りの取扱いとなります。

次に、少額減価償却資産（30万円未満）の損金算入の特例もその適用期限を2年延長しますが、適用対象者から連結納税制度適用事業者を除き、また、従業員要件が「1,000人以下」から「500人以下」へと引き下げます。

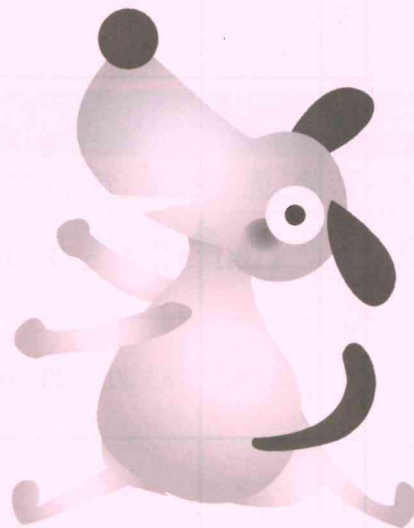
「特定の事業用資産の買換え特例」の3年の延長、「中小企業の再編・統合等に係る税負担の軽減措置」（登録免許税・不動産取得税）の2年延長もあります。

また、前述の「グループ通算制度」への移行（令和4年4月1日以後に開始する事業年度からの適用）に伴い、単体納税制度における部分的な項目の見直しも掲げられています。

- (1) 受取配当等の益金不算入制度に係る負債利子控除額の規制や株式保有目的の判定ルールの明確化。
- (2) 寄附金の損金不算入限度額計算における資本金等の額を、資本金の額及び資本準備金の額の合計額とする。
- (3) 貸倒引当金については、100%グループ内法人間の金銭債権を設定対象金銭債権から除外。
- (4) 資産の譲渡等に係る特別控除額の特例における100%グループ内各法人の特別控除額の合計額が定額控除限度額（年5,000万円）を超える額は損金不算入とする。

法人税関係以外にも、①所有者不明土地の固定資産税は、実際にその土地を使用している住人等を所有者とみなして固定資産税を課税する、②海外中古建物についての減価償却費の計算における中古資産の耐用年数の簡便法の適用を排除して、異常な海外不動産投資を封じ込める、③少額投資非課税貯蓄制度（NISA）では、リスクが比較的低い投資信託などに対象を限定した最大年20万円の「積立枠」と、株式などに投資できる最大年102万円の「成長枠」の2階建て制度とする、④法人税の確定申告書提出期限延長の特例を受けている法人が、消費税の確定申告書の提出期限延長の届出書を提出した場合には、提出した日の属する事業年度以後の各事業年度の末日に属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限を1月延長する、といった項目もあります。

いずれにしても、中小法人にとっては、今回の令和2年度の税制改正項目は、法人税的には、一般的に大きな影響はないものと思われます。



福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2020	1	29(水)	17:00～	本部	新春講演会	ソラリア西鉄ホテル
		29(水)	18:15～	本部	会員交流会	〃
	2	5(水)	13:30～16:30	本部	新設法人説明会	福岡ガーデンパレス
		17(月)	14:00～15:30	本部	経営セミナー	西鉄グランドホテル
	3	11(水)	15:30～17:00	青年部	経営セミナー	西鉄グランドホテル
		18(水)	14:00～14:50	本部	正副会長会	ソラリア西鉄ホテル
		18(水)	15:00～16:00	本部	理事会	〃
		25(水)	14:30～17:00	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
	4	8(水)	9:30～16:00	本部	新社会人セミナー	西鉄INN福岡
		22(水)	14:00～14:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		22(水)	15:00～16:00	本部	理事会	〃
	5					
	6	3(水)	15:30～16:30	本部	第9回通常総会	ソラリア西鉄ホテル
		3(水)	16:45～18:15	本部	講演会	〃
		3(水)	18:30～20:00	本部	会員交流会	〃
	7					

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です。)